

JGAPロゴマーク畜産オンラインイベント

JGAPロゴマークの使い方について

2023年3月9日(木)
一般財団法人 日本GAP協会

1. JGAPロゴマークの使い方
 - ① 認証農場ロゴマーク
 - ② 農畜産物使用ロゴマーク

2. 細則(使い方)の改定を検討中！
～改定案のポイント～

3. お知らせ

1. JGAPロゴマークの使い方

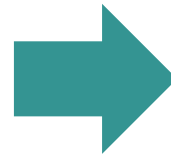


ロゴマークの種類

	JGAP認証プログラム ロゴマーク	JGAP認証農場 ロゴマーク	JGAP農畜産物使用 ロゴマーク
種類			
ロゴマークの意味	JGAP認証プログラムを表す	JGAP認証を取得した農場であることを表す	JGAP認証農場で生産された畜産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品であることを表す
使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本GAP協会 ・協会から使用許諾を得た者 	JGAP認証農場・団体	JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用に責任を持つ者
使用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・日本GAP協会公式発行物 ・JGAP認証書 ・協会から許諾を受けたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・名刺(農場・団体に所属する者に限る) ・販促資材(ウェブサイト/パンフレット/看板など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品*の包装・梱包資材 ・商品*に関する販促資材(ウェブサイト/パンフレットなど)

*商品とはJGAP認証農場で生産された畜産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品をいう

農場(を紹介する場合)は、**認証農場**ロゴマーク



登録番号 L123456789



Reg.L123456789

商品*(を紹介する場合)は、**農畜産物使用**ロゴマーク



登録番号 L123456



Reg.L123456

*商品とは、JGAP認証農場で生産された家畜・畜産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品をさします

① JGAP 認証農場ロゴマーク

(略称: 農場ロゴ)



登録番号 L123456789



Reg.L123456789

<表示方法(細則*3.3)>

*細則=「JGAPロゴマーク使用の細則」第9版

1. 色の変更不可(白黒印刷は可):3.3.1(2)
2. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可:3.3.3(1)
3. 拡大・縮小は可:3.3.3(2)
4. 認証農場・団体の名称(通称も可)を必ず併記:3.3.2(1)
5. ロゴマーク自体がブランドであるような表示または説明は不可:3.3.2(2)

★申請時・変更時・新規使用时には

事前に必ず協会にデザイン案を報告して承認を得る

1. 販促資材への表示は、色の変更不可(白黒印刷は可)



登録番号 L123456789



登録番号 L123456789

ロゴマークの一部に
色をおかない



登録番号 L123456789

登録番号(一部)の色を
変更しない



登録番号 L123456789

影付けをしない



Reg.L123456789



登録番号 L123456789

色を変更しない



登録番号 L123456789

色を変更しない
(明度・彩度を変更しない)

2. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可 ※登録番号の位置を含めてひとつのデザイン



登録番号 L123456789



登録番号 L123456789

比率を変更しない



登録番号 L123456789

デザインの編集をしない



登録番号 L123456789

書式を変更しない



Reg.L123456789



登録番号を削除しない



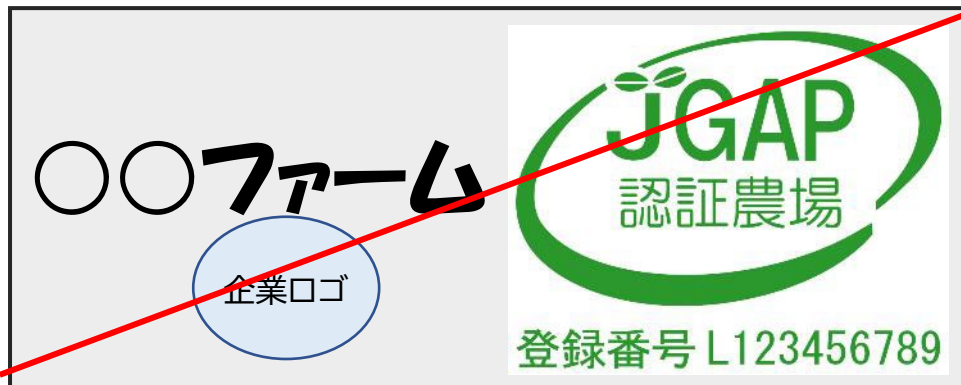
登録番号の位置を変えない

5. ロゴマーク自体がブランドであるような表示または説明は**不可**

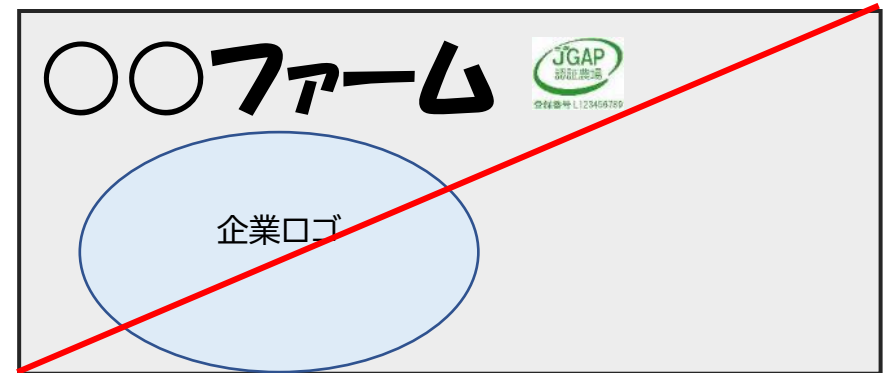


サイズについて拡大・縮小は可能ですが、以下の場合**不可**

①農場名・企業ロゴより目立つほどの拡大



②登録番号が判別できないほどの縮小



<表示方法例>

①名刺



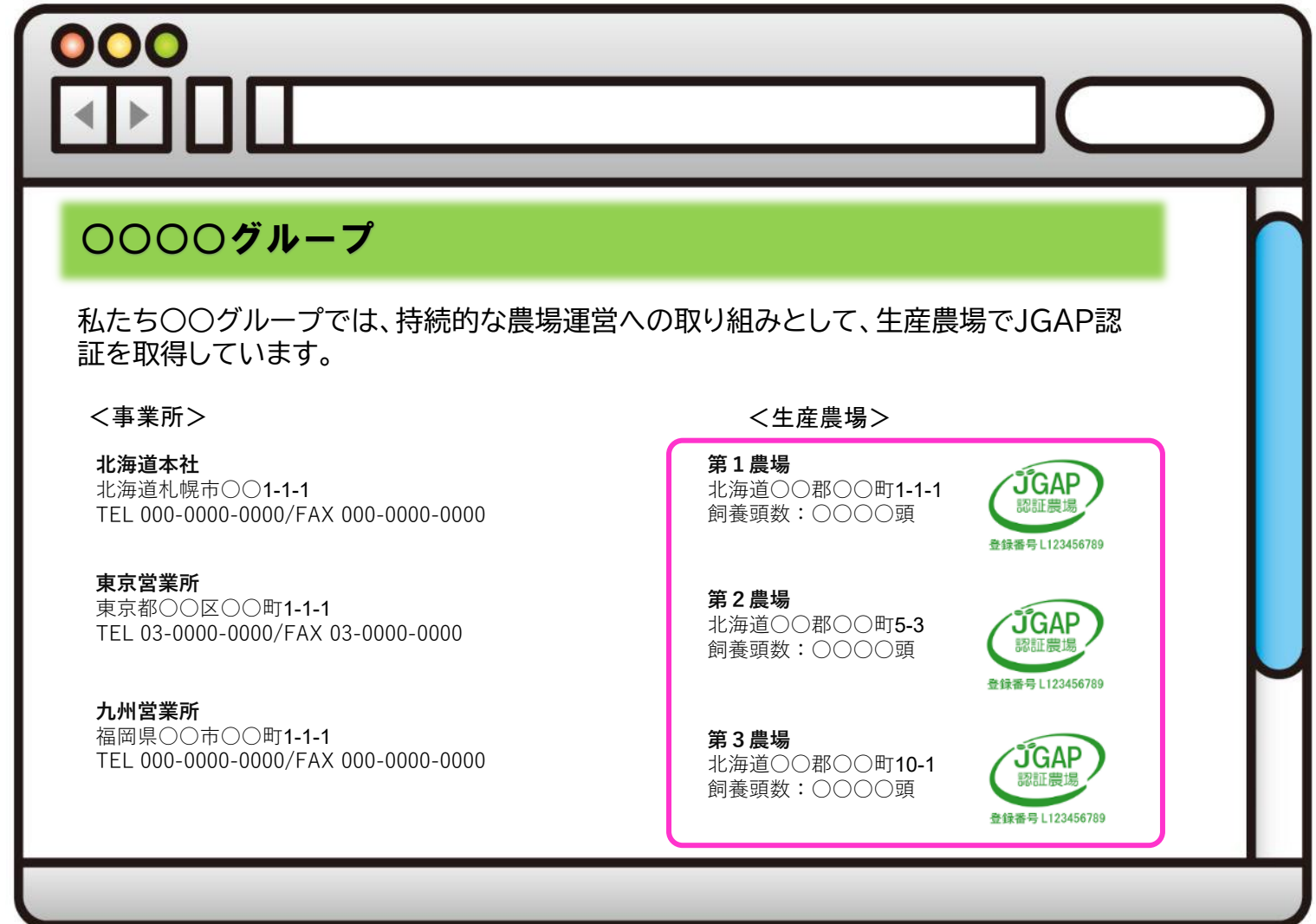
- 認証農場・団体名を必ず併記
- 登録番号の数字が判別できる大きさに標記
- ロゴマークの色の変更は不可(白黒印刷は可)
- 原則、農場に所属する者の名刺に表示できる
(個別認証の場合、同じグループ企業でも所属農場が異なる場合は不可)
- 企業内に複数農場がある場合は、どれかひとつのロゴマークを代表として表示しても良い
(認証範囲に誤認を与えないように注意する)

<表示方法例>

②販促資材(ウェブサイト)

- 認証農場・団体名を必ず表示
- 団体認証の場合、構成農場の記載は任意
- 登録番号の数字が判別できる大きさと表記
- グループ企業内に複数農場がある場合は、認証を取得した農場が識別できるように表示

※ひとつのロゴマークを代表で表示しても良いが、認証範囲に誤認を与えないよう注意



<申請の流れ>

① **申請者**: 認証を取得後(認証書の発行後)、
協会に**申請書**と**添付書類**を提出



② **協会**: 申請内容を確認
(必要があればデザイン案の修正依頼)

申請者: 修正依頼があれば修正



③ **協会**: ロゴマークのデータ、使用許諾書(➡)、
請求書を発行(メール添付)

申請者: 請求書を受領後、期日内に振込



※ 日本GAP協会のウェブサイトに掲載 <https://jgap.jp/>



ロゴマーク申請書

ロゴマークのご使用には申請が必要です。「ロゴマーク使用の細則」をご確認いただき、申請書および申請書で指定されている書類を日本GAP協会宛にお送りください。

※ ASIAGAPから始まるので下の方にスクロールしてください

ASIAGAP

※ 日本GAP協会のウェブサイトに掲載 <https://jgap.jp/>

JGAP

1. 認証農場ロゴマークを使用する場合



登録番号 123456789



Reg.123456789

<申請>

[様式A1: 「JGAP認証農場ロゴマーク使用許諾申請書」.xls](#) [Excel](#)

<再発行>

[様式A2: 「JGAP認証ロゴマーク使用許諾書再発行申請書」.xls](#) [Excel](#)

認証農場ロゴマークの申請

<申請に必要な書類>

③ロゴマークの表示デザイン案

- ・ウェブサイトからサンプルマークをダウンロードして利用
- ・ロゴマークを表示する位置を明確にする
- ・JGAPに関する説明をする場合は、説明文言案を記載する
- ・複数取得している場合は、ひとつのロゴマークのみを表示して、認証範囲(全認証農場名・登録番号など)を記載しても良い

<サンプルマーク>



<デザイン案の記載例～名刺～>

〇〇〇〇株式会社

〇〇農場 農場長
日本 太郎

東京都〇〇区〇〇町1-1-1
TEL 03-0000-0000/FAX 03-0000-0000
Email 〇△□@XXXX.jp


登録番号 L123456789

<デザイン案の記載例～パンフレット～>

〇〇ファーム会社案内

私たち〇〇グループの農場では、JGAP認証を取得しています。

認証農場

- 〇〇第1農場 L〇〇〇〇〇〇〇〇1
- 〇〇第2農場 L〇〇〇〇〇〇〇〇2
- 〇〇第3農場 L〇〇〇〇〇〇〇〇3

JGAP認証は、持続可能な農場運営に取り組む農場に与えられる認証です。




登録番号 L123456789

認証農場ロゴマークの利用状況報告

<利用状況報告>

①協 会:毎年、**認証取得月**に使用状況報告の
依頼メールを送付



②**申請者**:利用状況報告を返信



③協 会:必要があればロゴマーク使用方法の改善依頼

申請者:対応と改善結果を報告



④協 会:使用許諾書の発行

申請者:使用許諾書を保管(審査で確認します)

No.0000000
2022年11月15日

一般財団法人 日本GAP協会
東京都千代田区紀尾井町3-29
日本農業研究所ビル4階

日本GAP協会

JGAP認証農場ロゴマーク 使用許諾書

当協会が定める「JGAP 総合規則」および「JGAPロゴマーク使用の細則」に基づき、下記の通りJGAP認証農場ロゴマークの使用を許諾いたします。

記

- JGAP認証農場ロゴマーク使用許諾を与える農場・団体名
日本GAP 牧場
- JGAP認証農場の登録番号
L131234567
- 農場/団体事務局の所在地
東京都千代田区紀尾井町3番29号
- JGAP認証農場の代表者
日本GAP 太郎
- JGAP認証農場ロゴマーク管理責任者
日本GAP 花子
- 初回許諾日
2020年11月27日
- 確認日
2022年11月15日
- 有効期限
JGAP認証書記載の有効期限

②JGAP農畜産物使用ロゴマーク (略称:使用ロゴ)



登録番号 L123456



Reg.L123456

<表示方法(細則*4.3・4.4)>

*細則=「JGAPロゴマーク使用の細則」第9版

1. 色

①変更可 — 商品の包装・梱包資材:4.3.1(1)

②変更不可(白黒印刷は可) — 販促資材:4.3.1(2)

2. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可:4.3.2(1)

3. 拡大・縮小は可:4.3.2(2)

4. 商品原材料のうち、どれが「認証畜産物」であるか記載する:4.4(3)

★申請時・変更時・追加使用时には

事前に必ず協会にデザイン案を報告して承認を得る

1. 色: ①商品の包装・梱包資材



登録番号 L123456



Reg.L123456

全体を同じ色で変更するのは可



登録番号 L123456

一部分だけ変更するのは不可



登録番号 L123456

ロゴマークの一部に色をおかない



登録番号 L123456

登録番号(一部)の色を変更しない



登録番号 L123456

影付けをしない

1. 色: ②商品に関する販促資材は、色の変更不可(白黒印刷は可)



登録番号 L123456



Reg.L123456



登録番号 L123456

ロゴマークの一部に色をおかない



登録番号 L123456

色を変更しない



登録番号 L123456

登録番号(一部)の色を変更しない



登録番号 L123456

色を変更しない
(明度・彩度を変更しない)



登録番号 L123456

影付けをしない

2. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可 ※登録番号の位置を含めてひとつのデザイン



登録番号L123456



Reg.L123456



登録番号L123456

比率を変更しない



登録番号L123456

デザインを編集しない



登録番号L123456

書式を変更しない



登録番号を削除しない



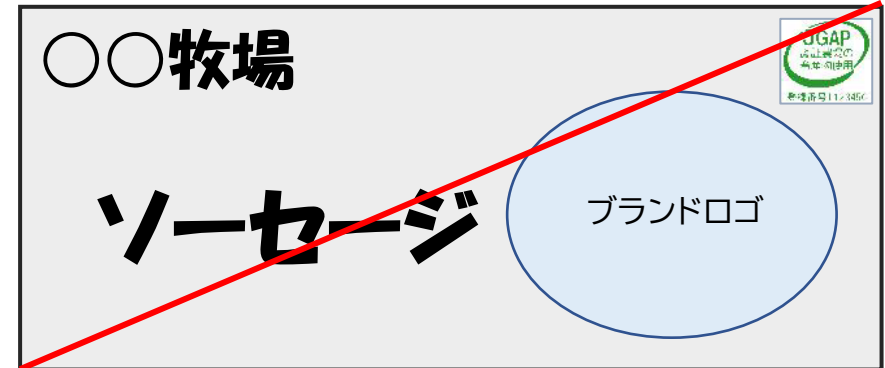
登録番号の位置を変えない

3. 拡大・縮小は可能だが、以下の場合には**不可**

①商品名・ブランドロゴより目立つほどの拡大

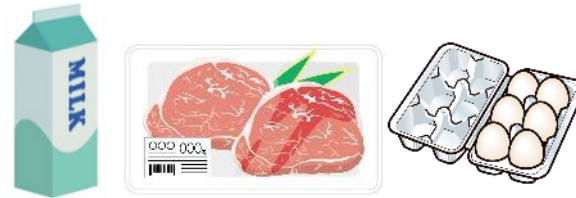


②登録番号が判別できないほどの縮小



<表示方法例> ①商品の包装・梱包資材

単一の原材料商品
(食品添加物を除く)



単一の原材料ではない商品
(食品添加物を除く)



企業ロゴ ○○食品株式会社

○○たまご



生産者:.....
選別包装者:.....
販売者:.....

賞味期限 20.02.15
産卵日 20.02.01




登録番号 L123456

○○食品

企業ロゴ

ハンバーグステーキ

商品に使用している牛肉は、JGAP認証農場産です



登録番号 L123456

- 色の変更・拡大・縮小は可
- 縦横の比率・登録番号など、デザインの変更不可
- 単一の原材料でない商品は、原材料のうち、**どれが「認証畜産物」であるか記載**する


<表示方法例>

②販促資材(商品パンフレット)


- 色・デザインの変更**不可**
(縦横の比率・登録番号の位置など)
- 拡大・縮小は**可**
- 原材料のうち、**どれが「認証畜産物」であるかを記載**する
(単一の原材料の場合は除く)
- 企業内で販売している商品のうち、
認証農場産以外の原材料を使用している商品がある場合は、
誤認を与えないように表示する

〇〇ファーム

わたしたちの想いを届けたい。



わたしたちの製品は、
すべてJGAP認証農場で
生産された豚肉を使用しています。




JGAP認証は、持続可能な農場運営に取り組む農場に与えられる認証です。
食品安全や家畜の健康管理の他、作業者の安全確保、環境保全など、
さまざまな審査項目をクリアしています。

〇〇豚
.....
.....
.....



ソーセージ
.....
.....



ハム
.....
.....
.....



ベーコン
.....
.....



農畜産物使用ロゴマークの申請

<申請の流れ>

① **申請者**: 協会に申請書と添付書類(チェックリスト・デザイン案など)を提出



② **協会**: 申請内容について確認(必要があれば修正依頼)

申請者: 修正依頼があれば修正



③ **契約の締結**(協会から契約書を送付)



④ **協会**: ロゴマークデータ、使用許諾書、請求書を発行

申請者: 請求書を受領後、期日内に振込



※ 日本GAP協会のウェブサイトに掲載 <https://jgap.jp/>



ロゴマークのご使用には申請が必要です。「ロゴマーク使用の細則」をご確認いただき、申請書および申請書で指定されている書類を日本GAP協会宛にお送りください。

※ ASIAGAPから始まるので下の方にスクロールしてください

ASIAGAP

農畜産物使用ロゴマークの申請書

※ 日本GAP協会のウェブサイトに掲載 <https://jgap.jp/>

2. 農畜産物使用ロゴマークを使用する場合



登録番号 123456



登録番号 L123456



Reg.123456

<申請>

- 📄 [様式B1：「JGAP農畜産物使用ロゴマーク使用許諾申請書」.xlsx](#) Excel
- 📄 [様式B1-1：「JGAP農畜産物使用ロゴマーク使用許諾申請付属書」](#) Excel
- 📄 [参考資料：商品分類について](#) PDF
- 📄 [様式B1-2：「申請時チェックリスト」](#) Excel
- 📄 [参考資料：様式B2 契約書](#) PDF

※契約書は協会が作成して送付します

(申請時チェックリスト10に該当する場合)

- 📄 [様式B1-3：「牛肉・豚肉の識別管理チェックリスト」](#) Excel
- 📄 [参考資料：識別管理のポイント](#) PDF

農畜産物使用ロゴマークの申請

<申請書類>

④組織図

- ・ロゴマークの使用責任体制(使用責任者・管理部署)がわかるもの

⑤ロゴマークの表示デザイン案

- ・ウェブサイトからサンプルマークをダウンロードして利用
- ・ロゴマークを表示するすべての商品・販促資材のデザイン案
- ・ロゴマークを表示する位置を明確にする
- ・JGAPに関する説明をする場合は、説明文言案も事前に確認

<サンプルマーク>



登録番号 L123456



Reg.L123456

⑥識別管理の確認書類(必要に応じて該当するもの)

- ・第三者認証の認証書(ISO22000認証書など)
- ・牛肉・豚肉の識別管理チェックリスト(様式B1-3)
- ・認証農場リスト
- ・その他、識別管理システムがわかる書類

農畜産物使用ロゴマークの申請

⑤ロゴマークの表示デザイン案

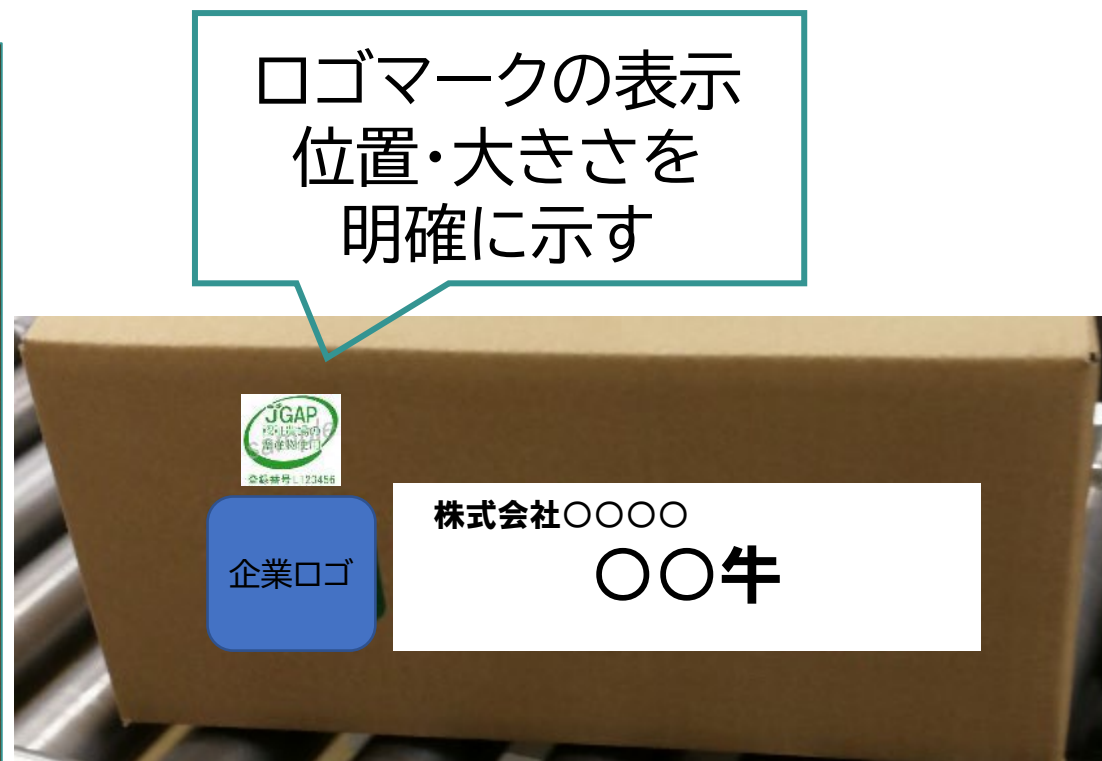
＜例＞カットした精肉の包装パック

ロゴマークの
位置・大きさが
わかるように作成



文字による
JGAP認証の表示
(申請不要)

⑤ロゴマークの表示デザイン案 <例> 部分肉の包装・梱包資材



農畜産物使用ロゴマークの申請

< 申請書類 >

⑥ 識別管理の確認書類 ※該当する書類を提出



チェック項目	添付書類
1 自己点検	
2 発行料・使用料	実行手数料(初年度)、年間使用料が発生することを示している
3 認定時の達成	申請内容に変更がある場合、(特例) JGAP農畜産物使用マーク および添付書類を使用して、適切に達成することを確認している
4 責任体制	ロゴマークの管理責任者(管理部署)、各小分け・製造場所におけるロゴマーク使用の責任者が分かる組織図
5 原材料の確認	表示対象の原材料(品目)が、認証農場であることを確認し、確認する手順を定めている
6 小分け・製造場所	申請する小分け・製造場所が、トレーサビリティシステムの構築を要求する第三者認証を取得しており、トレーサビリティシステムに関する項目に不適がない。
7 小分け・製造場所	申請する小分け・製造場所では、ロゴマークの表示対象である品目について、認証農場産以外取り扱っていない。
8 小分け・製造場所	申請する小分け・製造場所では、牛肉または豚肉の取扱いがあるが、自社で識別管理システムを構築して、認証畜産物と非認証畜産物の識別が確実にになっている
9 小分け・製造場所	表示対象の品目(原材料)で、認証農畜産物以外も扱っているが、自社で識別管理システムを構築して、認証農畜産物と非認証農畜産物の識別が確実にになっている

	チェック項目	添付書類
8	申請する小分け・製造場所が、トレーサビリティシステムの構築を要求する第三者認証を取得しており、トレーサビリティシステムに関する項目に不適がない。 ※ISO22000、FSSC2000、SQF以外の認証はトレーサビリティシステムを含むことを示す書類も添付のこと。	小分け・製造場所ごとの証明できる書類(認証書のコピーなど)
9	※8に該当しない使用者 申請する小分け・製造場所では、ロゴマークの表示対象である品目について、認証農場産以外取り扱っていない。	認証農場リスト(登録番号と登録農場・団体名を必ず記載)
10	※8.9に該当しない牛肉または豚肉のカット作業を行う精肉販売者 認証農場産以外の牛肉または豚肉の取扱いがあるが、自社で識別管理システムを構築して、認証畜産物と非認証畜産物の識別が確実にになっている	様式B1-3:牛肉・豚肉の識別管理チェックリスト
11	※8~10に該当しない使用者 表示対象の品目(原材料)で、認証農畜産物以外も扱っているが、自社で識別管理システムを構築して、認証農畜産物と非認証農畜産物の識別が確実にになっている	識別管理システムがわかる書類

牛肉・豚肉の識別管理チェックリスト



(参考資料) 識別管理のポイント



JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用に関する

識別管理のポイント

～牛肉・豚肉～

牛肉・豚肉の識別管理チェックリスト

様式B1-3:2019.06.21

※[個体/ロット]とは、牛肉の場合は個体、豚肉の場合は個体またはロットをさします。

※本チェックリストの活用にあたり、「JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用に関する識別管理のポイント」を参考にしてください。

		識別管理 のポイント
●原材料の購入と保管		
①	購入する原材料が認証農場であることを継続的に確認できるシステムがあり、第三者が記録等で検証することができる	<input type="checkbox"/> ※1
②	ラベル等で原材料を[個体/ロット]単位で識別している	<input type="checkbox"/> ※2
③	原材料は[個体/ロット]単位で、確実に識別できる方法で保管している	<input type="checkbox"/>
●カット作業工程		
④	カット作業前に、原材料がJGAP認証農場であることを確認できるシステムがあり、実行している	<input type="checkbox"/>
⑤	作業中の原材料を[個体/ロット]単位で識別できるシステムがあり、実行している	<input type="checkbox"/> ※3
⑥	作業後の商品(包装・梱包資材等を含む)は、JGAP認証農場であることを識別できるシステムがあり、実行している	<input type="checkbox"/> ※4
⑦	作業前の数量(重量)と作業後の数量(重量)に齟齬がないことを確認できるシステムがあり、実行している	<input type="checkbox"/>
●精肉販売時の管理		
⑧	各販売店舗で店舗におけるマーク使用の責任者を定め、使用方法を確認している	<input type="checkbox"/>
⑨	販売店舗でマークを貼付する場合は、ラベル等でJGAP認証農場であることを確認した精肉にのみ貼付している	<input type="checkbox"/>
⑩	JGAP畜産物使用マークに関するPOP、説明書き、PR等を行う場合は、消費者に誤解を与えないように区別して陳列している	<input type="checkbox"/>

確認日 年 月 日

組織名: _____ 管理責任者署名: _____

- デザインは確定したら、**印刷(使用)する前に**協会に**最終確認**をしてください。
- 新たな商品・販促物に表示 or デザインを変更する際には**事前確認が必要**です！

印刷後に修正が必要にならないよう、
ご協力をお願いします。

使用状況報告(年1回)と継続申請手続き

<使用状況報告と継続申請の流れ>

①協 会:有効期限の**約1か月前**に使用状況報告提出依頼メールを送付



②申請者:1年間の**使用状況報告書**と**添付書類**(ロゴマークを表示している商品と販促資材の画像、自己点検チェックリスト、認証農場リストなど)

+

継続申請書(ロゴマークの使用を継続する場合)



③協 会:必要があればロゴマーク使用方法の改善依頼

申請者:対応と改善結果を報告



④協 会:使用許諾書、使用料の請求書を発行

申請者:請求書を受領後、期日内に振込



使用状況報告(年1回)と継続申請手続き

<必要書類>

- ①使用状況に関する報告書(様式B3)
- ②自己点検チェックリスト(様式B3-1)
- ③ロゴマークを表示した商品・販促資材の画像
- ④組織図(変更がないか確認)
- ⑤認証農場リスト
(1年間に実際に使用した認証農場のリスト)
- ⑥その他、必要に応じて識別管理の証明書類

2. 細則(使い方)の改定を検討中！

～改定案のポイント～

- 指導員の名刺用ロゴマークはあるが、審査員はない → 名刺用のロゴマークを統一したい
- ロゴマークの種類が多い → ロゴマークの種類を減らしてシンプルに
- 登録番号の抜けもれが目立つ → もっと表示に柔軟性を持たせたい
- 出版物やスーパー等で使えるロゴマークに関してお問い合わせが多い → 要望に対応した使い方を増やしたい
- 使用料や発行手数料が高い → 価格を改定して使う人を増やしたい

そこで……

ロゴマークの細則(使用方法)の改定を検討！

- JGAPロゴマークの種類が増え複雑化した使用方法を整理
- 使用方法をなるべく簡易にし、使用者の利便性を向上
- 使用ロゴの発行手数料と年間使用料の減額
- ロゴマークに関わる申請手続きを軽減

改定案のポイント

- ログマークの種類の変更点
- 認証プログラムログマークの変更点
- 認証農場ログマークの変更点
- 農畜産物使用ログマークの変更点

ロゴマークの種類整理

• 現行 5種類

➡ 改定後 : 3種類に統一

認証プログラムロゴマーク



認証農場ロゴマーク



登録番号 123456789



Reg.123456789

農畜産物使用ロゴマーク



登録番号 L123456



Reg.123456

指導員ロゴマーク



認証機関ロゴマーク



JGAP (略:プログラムロゴ)

- 協会のみ使用可能から**使用者と使用方法を拡大**
- 指導員ロゴマーク、認証機関ロゴマークの廃止
➔ 指導員、審査員、認証機関、研修機関の
名刺への表示は、プログラムロゴに統一
- **メディア、出版物、販売店**などでJGAPを紹介する場合に、
プログラムロゴを使用可能に

◆ デザインから登録番号を削除



登録番号 123456789



Reg.123456789



登録番号

LXXXXXXXXX1

LXXXXXXXXX2

LXXXXXXXXX3



No. L123456789

➡ 改定後:

- ・ 登録番号を使用者が記載する
- ・ 複数農場を同時に記載可能に
- ・ 農場・団体名の併記の廃止

◆ 色

現行：緑または白黒印刷

➡ 改定後：緑、黒、白の3種類に限定

農畜産物使用ロゴマーク(略:使用ロゴ)の変更点①

◆ デザインから登録番号を削除



➡ 改定後 : 登録番号と対象品目を使用者が記載する

◆ 色の変更

現行 : 包装資材以外	緑または白黒印刷
包装資材	色の変更可

➡ 改定後 : 緑、黒、白の3種類に限定

◆ 発行手数料、使用料の減額

		協会会員以外	協会会員
発行手数料（初年度使用料を含む）		55,000円(税込)	33,000円(税込)
年間使用料(前年度の発行枚数による)			
年間発行枚数 (印刷・シール)	10万枚 未満	11,000円(税込)	11,000円(税込)
	10万枚 ~ 50万枚未満	33,000円(税込)	22,000円(税込)
	50万枚以上	55,000円(税込)	33,000円(税込)



		協会会員以外	協会会員/教育機関
発行手数料（初年度使用料を含む）		減額	減額
年間使用料(使用枚数に関わらない)		減額	無料


- ◆ 契約書を廃止
契約書を廃止し、要求事項を細則に追加することで、申請手続きのハードルを低減
- ◆ 調達不足への対応
不測の事態により、一時的に認証農場産の原材料を確保できない場合の猶予措置を設定
- ◆ 個体識別番号を利用した識別管理
牛肉(精肉パックなど)の場合、
個体識別番号による認証農場産の識別確認方法を追加

3. お知らせ

『ロゴマーク使用の細則』の改定案について
パブリックコメントを行います。

より使いやすくするために、みなさまのご意見をお寄せください。

さらに……

 プログラムロゴのデザインの刷新も検討中……
より身近に、より親しみやすく！

引き続き情報を発信していきますので
どうぞよろしくお願いいたします。

広報ツールの紹介

①チラシA4サイズ 210×297mm

「A.牧場」

「B.ポップ」



表



裏



表



裏

広報ツールの紹介

②リーフレット二つ折りA6サイズ 105×148mm

「A.牧場」



外面

「B.ポップ」



中面



広報ツールの紹介

③POP A7サイズ 74×105mm

「A」

「JGAP」を
ご存知ですか？

JGAP 認証農場の
畜産物使用

登録番号 L123456

このマーク
が
目印です！

JGAPを取得した農場で生産された
認証家畜・畜産物を使った肉(牛肉、
豚肉、鶏肉)、牛乳、卵などの商品・加
工品に、このマークがついています。

認証農場で生産されている家畜・畜産物

- 牛(牛肉)
- 生乳(牛乳)
- 卵(鶏卵)
- 鶏(鶏肉)
- 豚(豚肉)

JGAPについてはこちらから 検索

「B」

「JGAP」を
ご存知ですか？

JGAP 認証農場の
畜産物使用

登録番号 L123456

このマークが目印です！

JGAPを取得した農場で生産された認証家畜・畜
産物を使った肉(牛肉、豚肉、鶏肉)、牛乳、卵など
の商品・加工品に、このマークがついています。

認証農場で生産されている家畜・畜産物

- 牛(牛肉)
- 生乳(牛乳)
- 卵(鶏卵)
- 鶏(鶏肉)
- 豚(豚肉)

JGAPについてはこちらから 検索

ご紹介したチラシ、リーフレットは
送料無料でお送りいたします

ご希望の方はこちらまでご連絡ください

info@jgap.jp